

# 石手莊と興教大師

## 村 磯 栄 俊

### はじめに

興教大師（以下、大師と略）の重要な業績の一つとして、伝法大会の再興<sup>(1)</sup>がある。そして、この再興が実現したのは、平為里が伝法会料として、石手莊を大師に寄進したからと諸書にあるが、それは少し、短絡的な思考ではないかと思っている。寄進イコール再興ではなく、寄進プラスアルファ、イコール再興と考えるべきではないかと思うのである。

いいかえれば、アルファがなければ伝法会の再興も実現せず、ひいては高野山座主に補任されることもなかつたと思われる。この当否はともかくとして、プラスアルファについて述べることとしよう。

### 一 石手村の寄進

大治元年（一一二六）、大師は紀伊国那賀郡石手村にある平為里の私領を寄進している。諸書に石手莊<sup>(2)</sup>とある

ので、莊園を寄進されたと誤解されやすいが、莊園を寄進されたのではない。

### 史料（一）平為里私領寄進状案

奉寄

私領老處事

在紀伊國那賀郡河南院字石手村

四至

限東(岡田村西堺井沼田富  
限西(市村東堺)

限北(弘田庄南境)

右件村、為里先祖相伝之私領也、而高野正覺房聖人為伝法会供料被建立、庄、仍致隨喜、本公驗相副、限永代、永所奉寄仏私領也、於下司職者、為里次第相承、可勤仕之狀、如件、

大治元年七月 日

(為里)  
平在判

(「根來要書」上)<sup>(3)</sup>

史料（一）の筆者が付した傍点の箇所に、村とあるうえに「立莊」、即ち、莊園としたいとあることからも明白である。莊園を私的所有地と広義に解釈すれば、石手莊と記述しても大過ないが、この当時の莊園というのは、不輸の権、あるいは不入の権をも獲得した私的所有地を莊園というのであるから、また史料に石手村とあることからも、前述のよう<sup>(4)</sup>に石手村にある為里の私領と、記述すべきであるう。

なぜ、諸書に石手莊とあるかといえば、「根來要書」（上）にある、この史料（史料一）名が石手莊寄進状とされているからである。だが、この史料名は、「根來要書」の編纂者が付けたものである。そして、「根來要書」が後世に編纂されたことは、史料（一）の差出人である国司を「守護」と、鎌倉時代の役職名に誤記していることからも推定できる。

即ち、編纂された当時は莊園だったので、こう付けたのであろう。要するに、史料名にとらわれるのはなく、史料の内容そのものを検討すれば、このような誤りはおこらなかつたはずである。

史料(一) 紀伊國司 庁宣案

府宣石手事

府宣 那賀郡内(司力)

可早任高野山僧覓々申請(鑑、以下同)開発荒野壹所為伝法一會庄河南院字石手村事

四至 東限岡田村西境并沼田畠

西限市村東境  
北限弘田庄南岸

右得覓々去六月十日解状称、謹考旧貫、件二会者大師勤命遺弟、毎年二季勤行、春名修学会、授秘密之經教、冬号練学会、更糺文義之糺繆、實惠僧都・真然僧正承聖跡以勤修、伝學業以紹隆、而年序推移、漸以廢絕、近又仁和寺大僧正殊竭丁寧、仍旧令勤、其後亦絕于今空過、倍寶其理、只無齋儲之故也(中略)、若免彼荒野、被建立庄者(中略)、以其開發之地利、修彼秘密之法会、仍學衆禪侶、同心專誠、可奉祈聖朝万歳之宝祚国吏一家之繁花也、抑件村者、是往古荒蕪之地、狐菟豺狼之棲也、若以此空地為彼会庄者、則為國無損、為山有益歟、何況善根之中、弘法為勝、佛教之中、真言最上、密教必折淨地殊勝、高野是也、其功無比、其善誰量者、款狀鄭重、蓋致隨喜、然則任上人之素懷、表愚吏之精誠、仍免除件常荒田畠之狀、所宣如件、但於見乍田畠年荒者、非此限、郡司宜承知、依件用之、不得違失、以宣

大治元年八月 日

守護藤原朝臣在判

(「根來要書」<sup>(6)</sup> 上)

さて、寄進された時期はいつかというと、寄進状にある大治元年七月と速断したいところであるが、史料（1）の紀伊国司庁宣によると、大師は六月十日、国衙に解（上申書）を提出しているので、これ以前とすべきである。推測するならば、国衙に解を提出し、立荘を請うたところ、証拠書類を求められ、公驗（寄進以前の土地の伝領に関する文書、土地の証拠書類）とともに提出する寄進状を作成したのが、七月ということなのであり、寄進は六月十日以前である。

つぎに、寄進の理由について考えることとする。これは、重要な問題であるが、寄進の事情についての直接の史料としては、『靈瑞縁起』『元亨訟書』などがあり、そこでは石手莊相伝の文書（券契、あるいは公驗か）を拾つたという、偶然性を要因としているが、これを鵜のみにはできない（尤も、これを否定する材料もないが）。したがつて今のところ、確実な史料がない以上、当時の社会状況を考慮しつつ、推論するより方法はないのである。

ところで、寄進地の伝領について、「石手莊文書相伝次第」（根來要書<sup>(7)</sup>上）で見てみると、石手は荒川（日置）為世の先祖相伝の地であったが、その後、約九十年の間に、伴兼時、紀利任、藤原公里<sup>(8)</sup>、そして為里と領主が変遷しているのである。

このことから、俗ないい方をすれば、うま味のない土地といえるであろう。事実、立荘当時の石手莊は田地五七町八反六十歩、畠地一一七町六反三百歩、田畠総面積百七十五町五反であったが、そのうち実際に耕作されていたのは田十二町六十歩、畠六町<sup>(9)</sup>二百四十歩計十八町三百歩と、総面積の一割弱という、荒地同然の土地であった。即ち、為里にとって、この寄進は大きな犠牲を払ったということを、念頭に置いていただきたい。

さて、寄進理由を知るために、為里について調べる必要があるが、櫛田師も述べているように、同人は『尊卑

分脈』や、『系図纂要』『群書系図部集』などの系譜類には出てこない。したがって、まったく経歴不詳の人物であるが、一応、あいまいな概念規定の歴史的用語であるが、在地領主層、鎌倉仏教の有力信者となる、武士階級に属する人物と思われる。在地領主といつても、大山喬平氏が主に、鎌倉時代の荘園社会を対象に設定した五つの階層(1)のうち、在地領主層より下の、村落領主に近い階層と思われる。この階層の人物の多くは、下級莊官となつたが、大師の父伊佐兼元も藤津莊の追補使と、下級莊官なので、為里は大師の父親と同じ階層の人物という、共通点があつたと推測できよう。

それはそれとして、為里の才覚では自領の石手村の經營が、ほとんど不可能であったということは、前述の耕作面積からも窺える。なぜ、土地の有効利用ができないのかといえば、耕作者がいないということに尽きるが、耕作者を獲得するためには、自領を不輸、不入の荘園とするしか方法がないわけである。その理由を述べると、貢租（官物、雜役）は土地の所有者ではなく、耕作者に賦課されるので、納税負担者たる耕作者としては、貢租の負担のない不輸租、国司からの収奪のない不入の、即ち、荘園での耕作を望むのは当然の帰結であった。尤も、荘園の耕作者は、まったく負担がないということではない。国衙に納める官物（年貢）のかわりとして領主に地子を、雜役（雜税、労役負担）のかわりに公事夫役を荘園領主に納付、負担するという義務があったのである。しかし、それは貢租よりは軽減されていたので、多くの民衆は荘園の耕作者となつたのである。要するに、石手村は荘園でないために、荒地が多かったといえよう。

さて、一般に荘園とするためには、土地所有者が免租を太政官に申請し、認可を受けければいいのである。なお、太政官（中央政府）の認可で立莊した荘園を官省符莊といい、國司の認可で立莊した荘園を國免莊という。その後、多くの土地所有者は國司からの干渉を排除する不入の権を得て、所有権をより確実にするため、皇室・貴族、

大寺社などの権門勢家に寄進する方法をとった。この場合、寄進者は莊官の権利を留保した。

しかし、為里が石手村を所有した当時は、延久の莊園整理（停止）令（一〇六九）をはじめ、康和元年（一〇九九）、天仁元年（一一〇八）に新立の莊園停止令が施行されていたので、立莊は困難であった。これは、莊園が増加すれば、直接的には国衙・国司の収入減となり、ひいては、國家財政の歳入の減額を惹起するのであるから、当然の政策といえよう。ともかく、よほどの大義名分というか、不輸租にせざるをえない理由がない限り、立莊は認められなかつたのが、現状であった。

一方、大師とはいえば、弘法大師入定の地高野の置かれている立場を知るにつけ、高野復興の所願を抱くに至つたと思われる。即ち、当時の高野は、東寺長者が高野山座主を兼ねるということで、東寺の支配化に入り、末寺格とされていていたのである。尤も、大師が入山した頃は、別所聖の活躍もあり、全山は復興機運に満ち満ちていた。

この所願を実現する方策として、また、真言教学振興のため、さらに師僧寛助の影響もあり、伝法大会の再興を立願した訳である。そのためには、經濟基盤の確立が必要不可欠であり、また、その手段として莊園の獲得を思いつたのは、莊官家の出身である大師ならば、当然の選択であつたろう。

今までに述べたことから、大師と為里は同じ階層の出身者という共通点と、大師は莊園を獲得したい、為里は自領を莊園としたいという、いわば莊園をめぐつて目的が一致する関係にあつた。

### 史料（三）石手庄立券案

郡司国使状石手事

（前文脱アルカ）

領那賀郡石手庄事

四至東限同前  
西同前  
北同前

右件庄者、平為里先祖相伝之私領也、而高野覺<sup>(譲)</sup>——上人為宛伝法一會之供料、且相語領主、且乞請國衙、去大治元年八月所令立券庄領也、(以下脱アルカ)

大治三年四月一日

郡司惣判官代秦

國使惣大判官代散位中臣朝臣

寺主權主大法師  
(使力)

(「根來要書」上)<sup>(12)</sup>

ところで、永原慶一氏はこの寄進について、史料(三)のなかの、「且は領主と相語らひ、且は國衙に乞請けた」という箇所を引用して、「その意味は、じつさいには正覚房が一方では領主為里にたいして寄進をすすめ、他方では國衙にたいして、これを高野領莊園として割譲立券することを認めるように働きかけたということ」と述べているが、筆者もそう思う。前述した通り、大師と為里は莊園をめぐって利害が一致していたことはいえ、為里とすれば寄進するなら権門勢家にと考えていたはずであり、高野山常住僧から「覚鑑元為浪人」(「長承三年金剛峯寺常住僧等奏状案」<sup>(14)</sup>)と誹られた大師に、為里の方から寄進を申しでるとは、当時の社会通念上からも考えにくいのである。

それにもしても、この寄進は大師にとって、あまりにも無理な条件がついている。立莊が困難なときにもかかわらず、莊園化しなければならない。それは、荒地の開発をも意味する。それに対して、為里の方は史料(一)に「下司職者、為里次第相承」とあるとように、通常の寄進同様、莊官の権利を留保しているのである。尤も、為里にすれば、それだから寄進に応じたのであろうが。

さて、両者が知りあった経緯は不明だが、大師は伝法大会(大会については、史料二の前半部分にある)が立莊

の大義名分、免租の理由になると、為里に説いたのであろう（その大義名分の具体的な内容は、史料一）の「若免彼荒野」以下にある）。さらに、自分は朝廷と密接な関係にある「和寺の僧」ということ。そして、院政を主宰する専制君主白河法皇の側近として、法師関白と呼ばれた寛助の弟子で（寛助は寄進の前年に卒しているが）、その寛助をとおして、白河法皇の四男覚法法親王、五男聖惠法親王とは兄弟弟子にあたるという政治的なことも、あるいは述べたかもしだれない。

それはそれとして、この寄進は、両者の利害が一致したことから実現したといえ、前述のとおり、為里にとっては、それほどの犠牲を払ったわけではなく、あくまでも、大師が荘園化を成し遂げなければ、意味をなさなかつたのである。

## 二 荘園化への途

大師が大治元年六月十日に国司に解を提出して、立荘を申請し、八月に認可されたことは、史料二をみればわかる。国司の認可による荘園を國免荘ということは前述したが、國免荘の場合、官省符荘より効力が弱いという傾向があつた。それにもかかわらず、なぜ、大師が朝廷（太政官）に申請しなかつたかは不明であるが、国司の横暴に発憤して出家した大師とすれば、国司からの許可で充分と思ったのであろう。あるいは、荘園の新立を認めないと、朝廷の方針を熟知していたので、次善の策として、国司に申請したのかもしれない。いずれにしろ、朝廷に申請しても却下されたであろう。

さて、史料一の終りの方の、筆者が傍点を付した箇所に「免除件常荒田畠」とある。これは、単に荒地の開発を国司が認可したというのではない。立荘の申請というのは、しかるべき理由をつけて貢租の免除を願うことである

から、史料にある免除というのは、荒地を開発した結果、耕作地となつた場合には、そこの貢租（官物、雜役）を免除するということである。ただ、免除されるのは、通常は貢租のうち官物、雜役のどちらか片方だけであり、この場合は官物の免除と思われる。

さて、立莊が困難な時代にもかかわらず、認可されたのは、引用した箇所のあとに「但於見乍田畠年荒者、非此限」とある語句を見れば、すぐに理解できよう。これは、耕作地と、その年のみ耕作されなかつた土地については、従来通り、貢租を徵収するということなのである。即ち、国司にとって、全く收入減とならないどころか、今まで無税地であつた荒地（貢租負担者たる耕作者のいない土地）が、もし大師の申請通り、耕作地となれば雜役の徵収が可能となり、収入増となるのであるから、認可したのは当然のことといえよう。しかし、三者の思惑通りには、ことは運ばなかつたようである。それは史料二から窺える。

この史料は「郡司国使状」とあり、「平安遺文」の編者（竹内理三氏）が「石手庄立券案」<sup>(16)</sup>名づけた文書で、『和歌山県史』もその文書名を採用している。立券状だとすると、石手莊の立莊は大治三年四月一日と感違しやすいが、文書の後半の部分に「去大治元年八月所令立券庄領也」とあるから、立莊は大治元年八月に間違いない。ともかく、この文書は前後が欠けているようなので、内容がわかりにくいいが、立券だとすれば、このとき、官物とともに雜役をも免除した文書となる。だが、これは立券ではないと思える。立券ならば、「寺使権主大法師」という宛名があるのは、おかしいからである。まったくの推測になつてしまふが、この文書は、石手莊の開発が思うように進展しないので、官物免除を再確認するため、大師が国司に要請し、発給された文書と思えるのである。要するに、官物免除を周知させることにより、耕作者を確保しようという、いわばPRではないかと推測したいのである。

尤も、この推測は、大治四年一月三日、御室（仁和寺）政所に大師が提出した解に「地主寄所領、国司加免判、<sup>(17)</sup>

打四至傍示、立券庄畢、（中略）雖然、浪人田、民称非勅免、各以猶予」（『高野山文書』<sup>(17)</sup>）、また、同年八月に院庁に提出した申文にも「相語田民、雖勸開墾、□<sup>(18)</sup>勅免各猶予」（「根來要書」下）と、勅免（天皇、即ち中央政府の認可）でないために、近在の住民が開発に協力しなかつたということを、前提にしているのではあるが。

さて、莊園の興廢は耕作者の有無による以上、住民の意向は無視できない。勅免（当時の政権は院政とよばれ、天皇を退位した上皇が專制君主として権力を掌握していたので――具体的には白河法皇――、この場合の勅免は、上皇の命令である院宣を指していた）、だから、院宣を下付されることが、絶対条件となつたのである。

前述の通り、大師は二月三日に仁和寺政所に解を提出して、覚法法親王に院宣下付の斡旋を依頼している。そして、八月に院庁に申文を提出して、院宣の下付を願っている。この請願は、十一月三日に認可され、院庁牒による立券（「根來要書」下）<sup>(19)</sup>で、中央政府公認の莊園（官省付莊と同じこと）として、立莊し、官物・雜役とも免除とされたのである。さらに、二年後の天承元年（一一三一）十月六日、院庁下文（「根來要書」上）<sup>(20)</sup>により、不入の権をも与えられ、莊園として発展する途が開かれたのであった。

この事実から、覚法法親王、その弟聖恵法親王の尽力により、莊園化が成功したと思われがちだが、それだけの理由ではない。なぜなら、大師が法親王に斡旋を依頼できる立場ならば、もっと早くに依頼すればという疑問がわいてくる。従つて、もっと重大な理由があつたのである。それは專制君主白河法皇が大治四年七月七日に卒し、かわって鳥羽法皇が專制君主になつたことによる。即ち、鳥羽院政の院別當（院庁の最高職）の一人、藤原伊通が莊園公認論者だったので、白河院政の莊園新立停止の政策から、逆に新立を認めるという、政策の変更がなされたことが大きな要因となつたのである。それ故、同年八月に院庁に申文が受理され急転直下、中央政府より立莊が認可されたのである。多分、大師は以前から院庁への斡旋を法親王に依頼していたと思われるが、白河院政時代は、

門前払いにあつてはいたのであらう。

ともかく五年の歳月をついやして莊園化はなし遂げられた。それは、中央政府の政策変更を知る立場にはない、近在の村落領主層をはじめとする住民にとっては、驚愕すべき出来事であつたろう。いわば大師に対し、カリスマ的な崇敬を抱いたと思われる。それが、不入の権を得た翌年の長承元年（一一三一）に、岡田村、山崎郷、山東郷、弘田莊があいついで寄進されるという、現象となつてあらわれたのであらう。いずれも、石手村のような荒地ではなく、また弘田莊はいわば莊園であるから、大師はいわゆる権門勢家に肩を並べたといえよう。

### おわりに

今まで述べてきたことで、為里の私領寄進イコール、伝法大会の再興というのは結果論ということが、おわかり戴けたであろうか。また、アルファがなにか理解して戴けたであろうか。アルファとは、石手村の莊園化であったが、もし、院政の政策が変更されなかつたらどうであつたろうか。大師といえども、莊園化はなしとげられなかつたかもしれない。そう考へると、大師は偉大であり、為里が寄進したのも、大師に心から帰依していたからだ、カリスマ性によるのだと、いえなくなる。だが、ともかくにも大師は、為里から寄進された石手村を、伝法大会を再興したいという誓願を実現するため、世俗的な苦勞のすえ、当時の社会情勢では到底不可能と思われた莊園化をなしとげたのである。その結果、多くの人々に帰依されることになったのであらう。

なぜ、大師はそれほどまでに、高野の復興を熱望したのか。それは、出世間の社会であるにもかかわらず、皇族・貴族出身という世俗的門地により、僧綱が補任されている、宗団の世俗化に対する反発があつたと思われる。それが、仁和寺を出て、別天地ともいふべき高野に赴き、復興するという動機となつたのではあるまいか。しかし、

その実現のためには、皇族等に接近しなければならなかつたのであり、そこにも大師の不幸があつたのである。それはそれとして、この莊園化の成功は、大師の人生のターニング・ポイントとなつたといえるであろう。

## 注

(1) 例えば、櫛田良洪師は「覚鑓が伝法会を山上に再興することが出来たのは、紀伊國石手庄が寄進せられたことによるものであった」と述べている(『覚鑓の研究』吉川弘文館、二二六ページ)。

(2) 一般には右手庄と、庄の字を使つてゐる。また、史料にも庄とあるが、この庄は莊の字の草書体なので、莊が正し

い(竹内理三「莊園」)神奈川県史研究三六)。

(3) 『和歌山県史』古代史料一、四一六号

(4) 櫛田良洪師は「覚鑓の研究」の第五章第二節伝法会と石手庄のなかで、「石手庄が寄進せられた」と記しているが(二二六ページ)、二二八ページ以降は「私領石手村を寄進」と記述し、巻末の「関係略年譜」にも、石手村とある。

(5) この場合、守護は誤記であり、正しくは「守藤原朝臣」、もしくは「紀伊守藤原」と記されるのである。

(6) 『和歌山県史』古代史料一、四一八号

(7) 『和歌山県史』古代史料一、四一七号、『平安遺文』第五卷、二〇八二号。

(8) 赤松俊秀氏、櫛田師とともに、藤原公重としている。赤松

## 「覚鑓とその時代」(歴史と人物)吉川弘文館・昭和三十

九年・所収、二四四ページ)、櫛田『覚鑓の研究』二二八ページ。これは、史料(『石手莊文書相伝次第』)にある公里を、『興教大師伝記史料全集』(以下、『伝記史料全集』と略)の編纂者(三浦章夫氏)が、「公重力」と注記(『伝記史料全集』八六一ページ)したからである。この公重

は、『伝記史料全集』に「石手莊文書相伝次第」とともに載つてゐる(天承國司序言)。当時の紀伊國司なので、編纂者が公里イコール公重としたと思われる。そして赤松・櫛田氏とも、史料が一しょに載つてゐることもあり、無条件にこの注記を採用したのであろうが、公里が石手を伝領したのは寛治五年(一〇九一)と、天承元年(一一三一)より四十年も前のことなので、公里イコール公重とするには無理がある。こゝは、素直に史料にある公里とすべきである。

(9) 『覚鑓の研究』二二九ページ、「田畠員数并四至事石手」(根來要書)上、『伝記史料全集』八五四ページ)。

(10) 『覚鑓の研究』二二七ページ

(11) 五つの階層とは上から、莊園領主、在地領主、村落領主、名主層、散田作人層(小百姓)。大山喬平「莊園制と

- 領主制」(『講座日本史』2・東京大学出版会・所収、七八ページ)。
- (12) 『和歌山県史』古代史料一、四三五号
- (13) 『日本の中世社会』(岩波書店)一一四、五ページ
- (14) 『和歌山県史』古代史料二、一一七号
- (15) 竹内理三「平氏政權と院政」(『岩波講座日本歴史』5所収、五九ページ)。但し、側近ではなく、近臣とある。
- (16) 『平安遺文』第五巻一一六号
- (17) 『和歌山県史』古代史料一、四三七号
- (18) 「同 右」古代史料一、四三九号
- (19) 「同 右」古代史料一、四四一号
- (20) 「同 右」古代史料二、三六号
- (21) 竹内理三「院政の成立」(『岩波講座日本歴史』4所収、一九ページ)。